

財 関 第 0 7 2 0 号
平成 2 0 年 6 月 2 3 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

関税法基本通達等の一部改正について

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の発効に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成20年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（ 税関様式の一部改正 ）

税関様式 C 第 5290-6 号の次に別紙 3 を加える。

（了）